

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和3年11月29日（月） |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

総評

- 一部の規程と法人運営の実態に齟齬があるので、早急に見直しを行い、整合性を図ること。

| | 文書指摘事項 | 是正・改善状況報告 |
|---|--|---|
| 1 | <p>令和3年6月10日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を令和3年6月25日開催の評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>ついては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">（法第43条第3項において準用される一般法人法第72条第1項）</p> | <p>今後は在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、理事会の議事録に記載する。</p> |
| 2 | <p>常務理事が常勤の場合は、報酬を給与として支給すると規定されていた。また、常勤の常務理事について退職給付引当金を計上していた。</p> <p>ついては、職員として兼務していない理事の賞与は報酬として支給するよう規定すること。また、職員として兼務していない常勤の常務理事について、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として役員退職慰労金を支給する場合も規程等に必要な事項を定め、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属するべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労金引当金として計上すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45の34第1項第3号及び第45条の35、運用上の取扱い18（4）、役員等の報酬及び費用弁償規程第3条）</p> | <p>常務理事の報酬については、「役員等の報酬及び費用弁償規程」に報酬として規定する。また、退職給付引当金を計上していたものについては、今後、役員退職慰労金引当金として計上するとともに、新たに規程に役員退職慰労金の支給に関する条文を定めた上で、令和4年3月の理事会において報告する。</p> |
| 3 | <p>附属明細書について、以下の不備があった。</p> <p>① 引当金明細書及びサービス区分間繰入金</p> | <p>附属明細書の引当金明細書及びサービス区分間繰入金明細</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>明細書は拠点区分ごとに作成するものとされているが、作成されていなかった。</p> <p>② 寄附金収益明細書及び基本金明細書は拠点区分ごとの内訳を示すものとされているが、様式に従って拠点区分ごとの内訳が示されていなかった。</p> <p>③ 積立金・積立資産明細書は様式が異なる上、区分欄に正確な勘定科目が示されておらず、摘要欄に記載すべき事項も示されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成に当たっては、運用上の取扱いに則り正確に作成すること。 (運用上の取扱い 26 (1) 別紙 3 (②) (⑥)、 (2) 別紙 3 (⑨) (⑫) (⑬))</p> | <p>書、寄付金収益明細書及び基本金明細書、積立金・積立資産明細書は、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いに基づき、令和 3 年度以降の決算において、適正な様式により処理する。</p> |
|--|---|--|